

## 議会改革調査特別委員会審査結果

☆ 開催日時 令和5年7月12日(水) 経済建設委員協議会終了後

☆ 会議室 桐生市役所6階 委員会室

☆ 協議事項	結果
<b>1 議会改革実施計画について</b>	左記のとおり
「議会報告会」、「意見交換会」については、定例会終了月の翌々月に実施する形で議会改革実施計画に記載することが了承された。	
「議会モニター」については、前回の委員会で8月から募集を開始することが決定したため、8月から実施する形で議会改革実施計画に記載することが了承された。	
「まちづくり討論会」、「出前講座」については、団体等や議員からでも開催の要望があれば随時実施していく形で議会改革実施計画に記載することが了承された。	
特に「出前講座」については、今後も積極的に周知し、開催していくため、委員の周りで出前講座に興味のある団体・学校関係者がいたら周知をしていくこととした。	
「議会のICT化」については、最優先で当初より調査・研究・検討を進め、新庁舎へ移転予定の令和7年1月から実施という形で議会改革実施計画に記載することが了承された。	
「陳情の取扱い」、「政務活動費の手引きの見直し」については、当初より調査・研究・検討を開始する形で議会改革実施計画に記載し、調査・研究・検討していく中で実施時期についても検討していくことになると思われるため、実施時期については明記しないことが了承された。	
市議会議員個人による請負の規制緩和が図られた「地方自治法第92条の2の改正に関する対応」については、優先度の高い項目の調査・研究・検討が一段落した後に動き出すことも可能であると考え、令和6年度より調査・研究・検討を開始する形で議会改革実施計画に記載することが了承された。	
「計画の総括」については、令和6年度末に議会基本条例第30条に基づき、令和5年度・6年度における同条例の達成状況について検証・検討を行い、その結果を公表していく形で議会改革実施計画に記載することが了承された。	
この実施計画に掲載していない項目で、今後、調査等していかなければならない項目が出てきた場合は、実施計画に掲載されていなくても必要に応じ調査していくこととした。	
<b>2 その他</b>	左記のとおり
「議会のICT化」については、まずはタブレットの導入と文書共有・会議システムの導入についての調査等を行っていくこととし、調査等を進めていく中では文書共有・会議システムのデモの実施も検討していくことが了承された。	